

# 令和7年度岡山県保険者協議会 YouTube広告による広報事業 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、岡山県保険者協議会（以下「協議会」という。）が発注する、YouTube 広告による広報事業に係る企画提案募集及び委託に付す場合において適用される業務の概要を示すものである。

最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者の決定後、企画提案書の内容に基づき、協議会が作成する。

## 2 業務名称

令和7年度岡山県保険者協議会YouTube広告による広報事業

## 3 業務の目的

生活習慣病の予防のために始まった特定健康診査（40歳～74歳）及び健康診査（75歳以上）については（以下「健診」という。）、受診率の向上を目指し、各保険者において広報紙や SNS など様々な媒体を活用した広報をこれまで実施してきた。

岡山県の健診受診率は、厚生労働省が掲げる目標値を達成できていない状況であり、対象者に対して、広く、わかりやすく周知を行い、受診率を向上していく必要がある。

協議会においても、令和5年度、令和6年度と、デジタルサイネージ広告及びポスター広告を中心とした広報事業を実施してきた。（協議会のホームページにて広告イラストも掲示）その中で、令和6年度にはインターネットによるアンケート調査を実施し、広告の効果検証を行った。その結果、健診に対する認知率は高かったものの、実際に健診受診につながるような行動変容の効果は低く、健診対象者の受診につながるような広報事業が課題の1つとなっている。

これらの状況を踏まえ、健診の普及啓発に係る YouTube 広告による広報事業を実施する。

## 4 目標設定

岡山県内の40歳以上の人口は約113万人※、また、近年の若年層（30歳～39歳）へ向けた健診アプローチの取組や、YouTube広告による年齢要件を考慮して、35歳以上も含めた人口は約130万人※となる。

従って、岡山県内の35歳以上を対象者とし、1度でも目にするような、広告配信（130万回の配信等）を目標とする。

※総務省 HP 国勢調査人口等基本集計（令和2年の国勢調査の値）

## 5 実施主体

岡山県保険者協議会

## 6 委託期間

契約の締結日から令和7年11月30日まで

※決定業者の提案内容・調整等により、最終決定する。

## 7 委託金額の上限

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 委託業務内容

健診の受診率向上を目的としたYouTube広告による広報事業の企画、制作、掲出、運営

### （1）企画

「3 業務の目的」「4 目標設定」を踏まえた効果的な広告の制作及び掲出を提案すること。

### （2）制作

- ① 広告案（イメージ、絵コンテ、動画等）を1つ以上提案すること。
- ② 広告動画の秒数は、最大で30秒までのものとする。
- ③ 受診意欲を喚起する内容とし、メインターゲット（特に受診率の低い40～60歳の男女）の目を引く内容とすること。
- ④ 発信主体が「岡山県保険者協議会」とわかるようにすること。  
なお、協議会のマスコットキャラクター「おかっぴー」を広告素材として使用しても差し支えない。
- ⑤ 利用範囲として、YouTubeだけでなく、今後を踏まえて、TVCMやSNS広告等でも活用できるような素材にすること
- ⑥ 最終的なデザインについては、企画提案を基に、協議会と協議して決定すること。
- ⑦ 制作した広告素材は、各保険者のHP等において二次利用することを原則とする。
- ⑧ 岡山県保険者協議会が発信する情報として不適切な内容としないこと。

### （3）掲出期間

令和7年7月1日～令和7年10月31日

この期間で「4 目標設定」を達成できるような広告を実施すること。

広告期間は長期が望ましいが、素材の制作費用・制作期間、またYouTubeへの広告投入費用等を考慮して、流動的に提案しても差し支えない。

### （4）掲出に係る運営

YouTube広告掲出に係る作業・運営等

### （5）適正なデジタルプロモーションの実施

- ① 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ② 岡山県保険者協議会公式のMCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること
- ③ 効果測定結果（詳細レポート及びレポート概要）や改善点等、総評となる内容を記載すること

### （6）その他

広告素材の制作及び広告の掲出（撤去を含む）に当たっては、広告掲出媒体の管理者が定める広告掲出に関する仕様、基準、規約等を遵守すること。

## 9 成果品に関する権利の扱い

- (1) 成果品に係る一切の著作権は、協議会に帰属するものとする。
- (2) 成果品に受託者が以前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協議会は、本業務の成果品等を必要な範囲において無償で利用できるものとする。
- (3) 成果品は、永続的に協議会が自由に二次使用できるものとし、成果品の二次使用に対し、協議会にいかなる制限も課さない。
- (4) 業務を実施するに当たり、著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な処理を行うこと。

## 10 成果品の提出

受託事業者は次の成果品を作成し、（1）は広告開始日より1週間前までに、（2）は広告期間終了後にて、（3）は業務終了後速やかに、1部納品すること。なお、最終的な納品の前に協議会の確認を受けることとし、必要に応じて修正を行うこと。

- (1) 受託者が作成した広告素材の完成品一式
  - ①高画質データ（MOV形式、Apple ProRes 422 HQ同等以上のクオリティのデータ、一般的な編集ソフトで利用可能なコーデックのもの）及び確認用データ（MP4形式）をDVDに格納したもの正副2枚ずつ
  - ②規格は、16:9（横長）とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
  - ③データの納品は協議会が指定する方法にて行うものとする。
- (2) 効果測定結果報告書
- (3) 業務完了報告書（紙媒体）※様式は問わない。  
※提出内容については、業務遂行の中で、変更が生じる場合がある。

## 11 支払方法

業務終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には、協議会と協議の上決定することとする。
- (2) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内容を全て実施するとは限らない。具体的な業務の進め方、業務内容については、事業着手前に協議会と協議することとする。
- (3) 本業務の再委託を禁止する。ただし、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に協議会の承認を得るものとする。

- (4) 本業務の遂行に当たり、役割分担・責任体制を明確化するとともに、受託者は協議会との連絡を密にすること。
- (5) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、協議会に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (6) 当該業務の実施により知り得た個人情報については、漏洩等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

別添【岡山県保険者協議会マスコットキャラクター おかっぴー画像】

